

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、昭和44年11月から46年4月までの国民年金保険料を、45年5月に銀行で一括納付したにもかかわらず、申立期間について未納とされている。

領収証書もあるため、社会保険事務所へ確認したところ、「年度の半ばに保険料が上がったため、不足分を未納扱いにしたのではないか。」との回答であった。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持している領収証書から、その主張のとおり、申立期間を含む昭和44年11月から46年4月までの国民年金保険料を45年5月15日に一括納付していることが確認でき、当時、申立人が申立期間を含む当該期間の保険料をすべて納付する意思を有していたことは明らかである。

さらに、当該領収証書の金額は、領収証書に記載されている期間の保険料には不足するものの、当該領収証書は、当時の行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があり、その差額について納付書が送付されれば、申立人はその納付意識の高さから当然納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成6年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年7月から平成6年12月まで
私は会社を退職したときには、すぐに国民年金に加入する必要があると聞いていたので、昭和63年7月に会社退職後、私に代わって母親が市役所で、国民年金への加入手続をしてくれた。
母親は手続と同時に国民年金手帳を貰ったかどうかは記憶していないが、毎月、銀行に納付書を持参して納付していたとしている。
申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市の電算記録により、申立人は平成8年1月24日に国民年金の被保険者資格取得手続を行っていることが確認できるが、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「私の母親が毎月、私の保険料を納付してくれていた。」と主張しているが、A市の電算記録により、申立人の母親については、申立期間を含む昭和61年度から平成11年度までの期間について、国民年金保険料を毎年度4月に一括前納していることが確認できるとともに、申立人については、申立期間直後の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料を9年2月に過年度納付していることが確認できるなど、毎月納付していたとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人及び申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 20 年 5 月 20 日まで

申立期間、私はA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額よりも低いため、調査の上、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

※申立ては、申立人の妻が、申立人の委任を受けて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人が提出した平成 14 年 6 月から同年 7 月まで、同年 10 月から 15 年 6 月まで、同年 8 月から同年 9 月まで及び同年 11 月から 20 年 4 月までの給料支払明細書及び給与明細書、並びに事業所が提出した 17 年 1 月から 20 年 5 月までの賃金台帳と、社会保険事務所保管の平成 15 年度から 19 年度までの算定基礎届を比較すると、事業主は、申立人の報酬月額を、実際に支給されていた給与月額よりも 5 万円から 10 万円程度低く届け出ていることが確認できる。

しかしながら、給与明細書等で確認できる期間の厚生年金保険料の控除額については、社会保険事務所が記録している標準報酬月額に見合う保険料額と一致し、実際の給与額に見合う保険料額ではないことが確認できる。

さらに、申立期間のうち、給与明細書等により確認できない期間についても、上述の事情を踏まえると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月から同年 7 月 31 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 10 月 1 日から同年 12 月 30 日まで

ねんきん特別便では、私の A 事業所での厚生年金保険の加入期間が昭和 40 年 8 月から 43 年 9 月までとなっている。

しかし、私は、昭和 40 年 6 月から 43 年 12 月 30 日まで、A 事業所に正社員として継続して勤務していた。特に、退職の時期については、43 年 12 月 30 日まで勤務し、翌年の 1 月 4 日の夜行列車に乗り、B 県の実家に帰省したことをはっきりと覚えている。

勤務していたことは間違いが無いので、申立期間①及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

さらに、申立期間②については、脱退手当金支給済みとなっているが、私は受け取っていないので、当該期間について脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

まず、申立期間①については、A 事業所保管の労働者名簿には、「雇入年月日 昭和 40 年 6 月 1 日」と記載されていることから、申立人が当該期間について当該事業所に在籍していることが確認できる。

しかしながら、当該事業所では、「申立人について、2 か月の試用期間経過

後に厚生年金保険に加入させていた。」としており、労働者名簿にも「資格取得 40.8.1」と記載されており、この日付は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日である昭和40年8月1日と一致している。

また、申立期間③については、前述の労働者名簿により、申立人が昭和43年9月末に退職していることが確認できる上、社会保険事務所保管の当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月20日付けで健康保険証が社会保険事務所へ返納されていることが確認できるのみであり、申立期間①及び③に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠落は無い。

さらに、申立期間①及び③について、申立人が当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

次に、申立期間②については、A事業所を管轄する社会保険事務所に、申立人名義の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が保管されており、これらの書類のうち、脱退手当金裁定請求書には、「44.3.31 小切手交付済」との押印のあることが認められ、この日付は、社会保険庁の電算記録にある脱退手当金の支給日とも一致する。

また、社会保険事務所保管のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び③について厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできないとともに、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。